

東北医科薬科大学

令和2年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和3年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

東北医科薬科大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学の使命と目的について、昭和 14(1939)年、東北・北海道地区唯一の薬学教育機関である東北薬学専門学校として設立され、次いで昭和 24(1949)年に東北薬科大学として開学した経緯から、地域医療への貢献を使命として掲げ、特に、東日本大震災以降、地域の医療系総合大学としての重要な役割を果たすべく、明確かつ具体的な教育目的が示されている。医学部の設置とともに地域医療の新たな環境変化に対応している。学士課程及び大学院課程で定める教育目的は、理事者や教職員で組織する会議体の議論を経て定められており、大学案内やホームページ等で周知されている。特に三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）によって各学部や大学院の教育目的の達成方針が明らかにされており、カリキュラムの改編や中長期計画への反映及び教育研究組織の構成に整合性と合理性が図られている。医学部の設置後は、薬学部との教育研究交流を推進するための組織作りにも力を入れている。

〈優れた点〉

○東北の地における薬学教育の先導を開始し、東日本大震災に起因する未曾有の医療崩壊からの復興のため、医学と薬学の専門性を修得し地域住民の健康と福祉に献身的に貢献していることは評価できる。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーは教育組織ごとに明確に定められ周知されている。受験生や保護者、高等学校等との丁寧なコミュニケーションを通して大学の魅力を伝えるとともに、適切な学生の受入れを維持している。学修支援体制については教育センターの設置や、学生カルテ、ポートフォリオ等の制度によって、教職協働のきめ細かい支援を行っている。TA(Teaching Assistant)や RA(Research Assistant)の採用も積極的に行われている。学生生活の支援として、保護者会や同窓会からの支援資金による学生生活の補助、各種奨学金による経済的な支援、更に医師養成のための修学資金制度などによって充実を図っている。キャリア支援については講座のみならず、キャリア支援センターを中心に充実を図っている。各キャンパスの手厚い施設・設備の充実により教育研究環境も良好である。学生からの意見や要望に対しては、学生委員会を中心に対応している。学生生活や学修環境、授業についてそれぞれ評価し、改善するプロセスが機能している。

〈優れた点〉

- 東北地方における医師不足の解消を大学としての使命と認識し、医学部のアドミッション・ポリシーの中で、東北エリアの医療に貢献できる人材の育成を明示している点は評価できる。
- 薬学部では、宮城大学看護学群と専門職連携教育を、宮城県内3大学と模擬症例検討会を行うなど、医療系他大学と専門の枠を超えた連携教育を実施しており、幅広い視野を持った医療人の育成を積極的に進めている点は評価できる。
- 東日本大震災をはじめとする東日本各地での大地震で被災した学生に対して、授業料等の減免処置を行うなど手厚い特別支援を行っている点は高く評価できる。

「基準3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは大学、大学院ともに明確な教育目的のもとに策定され、単位修得や進級・卒業・修了の各基準に基づき厳正に適用されている。GPA(Grade Point Average)も教育指導や進級判定等に用いられている。教育目的を達成するためカリキュラム・ポリシーも適切に策定され、周知されている。薬学部、医学部ともに、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を重視した施策を展開している。全学共通教育組織を編制し、教養教育も充実させている。学修成果の点検や評価方法については、独自のアセスメント・ポリシーを策定し、複数のレベルで点検・評価を実施している。学籍や学位、資格、就職等のテーマで指標を設定し、継続的な調査を行い改善に役立てている。SD(Staff Development)やFD(Faculty Development)の研修会を通して全学的なフィードバックを行い、改善を推進している。

〈優れた点〉

- 薬学科において、ディプロマ・ポリシーの各項目に対応したルーブリック表を学群ごとに設定し、学生の学修状況を確認するための手段として導入している点は、ディプロマ・ポリシーの実質化に向けた学修を促すシステムとして評価できる。
- 医学部ではディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を明確にするため、アウトカムとコンピテンシーを、科目レベルでも設定している点は評価できる。
- 薬学部では教員がそれぞれの学系ごとに分かれて討論会を開催し、授業内容や試験の出題範囲・問題レベルなどについて情報を共有し、学修成果の点検や評価に生かしている点は評価できる。

「基準4. 教員・職員」について

学長が大学運営会議の議長となり、大学の意思決定に関して適切にリーダーシップを発揮している。主要役職者の役割と権限を分散し、学部・大学院の会議や委員会等の組織上の位置付けを明確にすることで教学マネジメントを確立している。学生の懲戒に関する手続きに改善が求められるが、教育に関する重要事項は学則等に定められている。教員の採用や昇任等に関する選考基準や内規が定められ、教員人事に関する委員会の審査等を経て適切に行っている。教員の質の向上のため、教育内容・方法等の改善に向けたFDを実施している。職員の資質・能力向上のため、SDを通じた積極的な研修も実施して、研

究倫理・情報セキュリティ・ハラスメント等の重要なテーマで大学運営に関する識見を高めている。海外研修を実施する他、管理職を対象とする研修を開始するなど、意欲向上の施策を進めている。研究支援については、研究環境の整備を進め、研究活動への資源配分や研究倫理の遵守等も適切に行われている。

〈優れた点〉

○医学部において研究室をオープンスペースとし、研究不正のリスクを抑止しつつ、研究者の交流が行われる環境を整えていることは評価できる。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

法人経営に関し、寄附行為に定められているとおり、理事会及び評議員会は適切に運営されている。大学の教育研究のみならず、病院の経営についても会議体を設置し、業務の内容や改善、効率化や円滑化を図っている。環境保全・人権・安全への配慮について、各種規則やガイドラインを定め、遵守体制を整えている。大学の迅速かつ適切な意思決定のため常勤理事の担当業務を明確に定めている。法人及び大学の相互チェックを有効に機能させるため、評議員会の開催時期を工夫するなどして強化している。監事は、理事会・評議員会のみならず、大学運営会議や病院運営会議にも出席し監査機能の更なる実質化を図っている。財務に関しては、医学部開設に伴う大規模な支出があったものの、過去の蓄積による資産により賄われており、中長期計画の中で財務基盤の安定を中心とした戦略が立てられている。会計処理は適切に行われており、会計監査についても厳正に行われている。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証のため自己点検・評価委員会を組織し、小委員会や部局別の委員会を構成しながら継続的な評価と改善を行っている。年度ごとの結果を踏まえて事業計画が策定されており、今後は、教学 IR 委員会が更に機能し、より効率的な情報分析による事業運営が見込まれる。三つのポリシーを軸とし、各学部の教育研究の改善と向上が図られており、全学的な PDCA サイクルが確立されている。

総じて、大学の使命と目的、学士課程と大学院課程のそれぞれの教育目的を明確にし、目的達成のために三つのポリシーを定め、学内外に周知、共有しながら地域に根ざした教育研究事業を展開している。特に、医学部を設置し病院の経営を担いながら、大きく変化する地域医療への貢献を継続的に展開しようとする全学的な姿勢と取組みは高く評価できる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.研究活動と国際化」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 附属病院での教育機会の拡大と充実
2. 地域医療への貢献

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的は、大学、大学院ともに、医学と薬学に関する人材育成や地域医療の充実など、具体的かつ簡潔に学則上で明記されている。医学部、薬学部薬学科及び生命薬科学科それぞれに、具体的な教育目的が定められている。

昭和 14(1939)年に東北薬学専門学校として設立、次いで昭和 24(1949)年に東北薬科大学として開学して以来、地域医療への貢献を特徴ある使命として掲げ、東日本大震災時の医療崩壊からの復興を目的とすることなど、地域に根ざした医療系総合大学としての個性を明示している。医学部の設置を機に、更なる環境の変化に柔軟に対応している。

〈優れた点〉

○東北の地における薬学教育の先導を開始し、東日本大震災に起因する未曾有の医療崩壊からの復興のため、医学と薬学の専門性を修得し地域住民の健康と福祉に献身的に貢献していることは評価できる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的の策定や改定は、理事者及び教職員で組織する各種会議体の連携によって役員や教職員が関与、参画しており、適切なプロセスを経て決定されている。使命・目的及び教育目的は、大学案内、ホームページに掲載され、オープンキャンパスや高等学校の進路指導担当者への説明会、保護者教育懇談会及び同窓会総会などを通して周知されている。

令和 2(2020)年度より実施されている中長期計画「VISION FOR 2030」は、「中長期計画策定委員会」の設置により組織的に策定され、現在の大学の使命・目的が色濃く反映されている。カリキュラムの改編により、学科・専攻ごとに三つのポリシーが策定されており、それぞれ使命・目的と教育目的を反映した内容になっている。教育研究組織は医学部 1 学科、薬学部 2 学科、大学院 1 研究科 2 専攻を設置しており、薬学教育センター、医学教育推進センター等により、学生の学修支援体制を整えている。また、研究推進委員会の設置により、医学部と薬学部の共同研究を目的とした研究交流を進めている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは学部・学科ごとにそれぞれの教育目的に沿う形で明確に策定され、学生便覧、ホームページ等により周知されている。また、各種進学相談会への参加や高校訪問も数多く行い、入試広報に努めている。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和 3(2021)年度の入試広報についても、ホームページ上で開催されるオープンキャンパスにより受験生に大学の魅力を分かりやすく伝えている。

入学者選抜試験は、入試実施要項が十分に整備され、入試センター委員会を中心に、アドミッション・ポリシーに対応して適切に実施され、判定基準も明文化されている。入試問題については、第三者による検証により問題の公正性・適正性の点検を行っている。

薬学部薬学科及び医学部においては、ほぼ定員どおりの充足率を示している。

〈優れた点〉

○東北地方における医師不足の解消を大学としての使命と認識し、医学部のアドミッショ

ン・ポリシーの中で、東北エリアの医療に貢献できる人材の育成を明示している点は評価できる。

〈参考意見〉

○薬学部生命薬科学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であるが、入学者選抜方法やカリキュラムの変更による改善が認められるため、引続き収容定員充足に向けた努力が望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援体制として、学生委員会・教務委員会のほか、薬学教育センター、医学教育推進センターを設置し、更に学生カルテやポートフォリオを活用しながら、各学部・学科の特性に基づいた教職協働によるきめ細かい学修支援を推進している。

障がいのある学生に対しての規則が整備され、キャンパス内のバリアフリー化などのほか、障がいの種類により異なった配慮を行うなど、障がいのある学生への個別対応を行っている。

オフィスアワーは各学部とも科目ごとにシラバスに明記されている。学生の相談窓口として、学生課・保健管理センター・学生相談室が設置され、更に組担任制度を設け相談できる環境を充実させている。

薬学部では留学生・社会人を除く大学院生全員が TA・RA として採用されており業務分担も明示されている。医学部では大学院設置に向けて TA 制度の導入を検討している。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

薬学部薬学科及び生命薬科学科においては、2 学科それぞれの特色を生かしながらカリキュラムに「インターンシップ」や「キャリア支援講座」を導入し、学生のキャリア形成と就職力の向上を図っている。

教育課程外では、「キャリア支援センター」を中心に就職課と連携して支援の充実を図っているほか、低学年次に組担任や就職課からの助言を受ける体制も整えている。

〈優れた点〉

- 薬学部では、宮城大学看護学群と専門職連携教育を、宮城県内3大学と模擬症例検討会を行うなど、医療系他大学と専門の枠を超えた連携教育を実施しており、幅広い視野を持った医療人の育成を積極的に進めている点は評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生の課外活動への支援に関しては、保護者会や同窓会からの資金支援で全て運営している。

各学部の学生委員会には、担当する案件が明確に区分された6部門に加え、他学部との連携部門も設置され、学生の厚生補導について細やかな対応を行っている。

薬学部では、各種の特別奨学金制度、給付型特別奨学金制度を設けており、学生に対する経済的な支援を手厚く行っている。医学部では、地域医療を支える医師の養成のために「東北地域医療支援修学資金制度」を設けており、半数以上の学生が給付対象となっている。

学生の心的支援の環境が整備されており、情報共有も適切に行われている。ハラスメント防止対策として、毎年度のオリエンテーション時に全学生にパンフレットを配付するとともに、ハラスメント相談員にいつでも相談できる体制を整えている。

〈優れた点〉

- 東日本大震災をはじめとする東日本各地での大地震で被災した学生に対して、授業料等の減免処置を行うなど手厚い特別支援を行っている点は高く評価できる。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

小松島・福室の両キャンパスとも校地面積、校舎面積は設置基準を十分に満たしており、

教育目的に必要な環境を整えている。

実習室、図書館、情報科学センター、自習室については、学生が利用しやすいよう適切に整備されており、また学生の利用件数も適切である。

スロープ・自動扉・エレベータを設置するなどバリアフリー化が図られている。

施設については、委託業者により計画的に管理されている。また、「防災管理計画」を策定し、防災・危機管理への備えを十分に行っている。

クラスサイズについては適切に管理しており、学修に適した環境を確保している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援については、両学部とも個別面談を実施し、その内容は学生委員会に報告され必要な対応が検討されている。また、授業アンケートにより学生の意見・要望の把握に努めており、その結果は、学生への周知、ホームページでの公表が行われ、全教員には評価に対する改善策の提出を義務付けている。

学生生活・学修環境については、「学生生活調査」を行い、その結果は学生委員会で協議した上で、関連部署に適切に報告されている。併せて、必要なものについては学生にフィードバックしている。また、「在学生保護者教育懇談会」を毎年度実施し、その意見や要望は関連部署において適宜対応している。

「学生生活調査」の結果に基づいて施設・設備の改善に努めており、福室キャンパスの講義室が狭いという多くの学生の意見に対しても、今後の改善策を検討している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

各学科・研究科のディプロマ・ポリシーが学内における適切な過程を経て策定され、学生便覧、ホームページ、入学説明会等で学内外に周知されている。

単位認定基準・進級基準・卒業認定基準・修了認定基準は学生便覧等に明示されており、これに基づいて厳密な成績評価が実施されている。定期試験における成績不振学生に対しては各学部独自の特別試験を実施するなど、学力の担保に努めている。

学生の成績評価に GPA を導入し、GPA スコアが低い学生に対して個別の教育指導を実施するとともに、GPA スコアを進級判定に利用する試みを開始している。薬学研究科は在籍者数が少ないものの、学位審査基準は学則に明記され、厳正に運用されている。

薬学部では他大学における既修得単位について 30 単位を上限として認定している。

〈優れた点〉

○薬学科において、ディプロマ・ポリシーの各項目に対応したルーブリック表を学群ごとに設定し、学生の学修状況を確認するための手段として導入している点は、ディプロマ・ポリシーの実質化に向けた学修を促すシステムとして評価できる。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、学科・研究科ごとに教育目的を踏まえて策定され、ディプロマ・ポリシーに沿った一貫性のある教育課程が編成されている。全ての学科のカリキュラム・ポリシーが、ホームページ、学生便覧で周知されており、そのポリシーに沿った教育プログラムが厳正に実施されている。医学部では臨床実習が 4 年次後期から 6 年次前期にかけて実施されており、実務能力の研さんに力を入れている。

教養科目については、全学共通組織としての教養教育センターが設置され、人文学系・社会科学系・自然科学系のバランスを重視した教養教育が展開されている。各学部では多くの科目にアクティブ・ラーニングを取入れるなど、教授方法の工夫に努めている。

〈優れた点〉

○医学部ではディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を明確にするため、アウトカムとコンピテンシーを、科目レベルでも設定している点は評価できる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検・評価のためにアセスメント・ポリシーを策定し、機関、教育課程、各科目の3段階で学修成果の評価を行っている。評価指標として留年者数を含む学生異動状況、学位授与者数、薬剤師国家試験合格者数、進学・就職状況が継続的に調査され、改善に役立つ仕組みが構築されている。薬学部では、「薬学・生命科学を修得するための行動指針（ルーブリック自己評価）」やポートフォリオ（学修の記録）が提供され、学生自らが学修成果を点検・評価できる体制が構築されている。

薬学部 FD・SD 推進委員会が、公開授業や授業アンケート、FD 研修会を実施している。学修成果の点検と評価結果のフィードバックを担う全学組織として教学 IR 委員会が新たに設置され、活動を開始している。

〈優れた点〉

○薬学部では教員がそれぞれの学系ごとに分かれて討論会を開催し、授業内容や試験の出題範囲・問題レベルなどについて情報を共有し、学修成果の点検や評価に生かしている点は評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学全体の教育研究に関する重要な事項等を審議するために大学運営会議が設置され、学長がその議長となり、大学の意思決定に際しリーダーシップを適切に発揮する体制が整備されている。また、毎年度当初、教職員が全員出席する教育懇談会を開催し、学長が事業計画についての説明を行っている。

教学マネジメントの構築については、大学組織規程により、学長・学部長・事務局長等の役割が明確に定められ、権限の適切な分散と責任が明確になっている。また、学則において、教授会の組織上の位置付けや役割が明確になっており、大学院には研究科委員会が設置され、その審議事項は研究科委員会規程で定めている。

大学運営会議等の会議には、事務局の部課長が陪席又は委員として加わり、教学マネジメントの機能性を確保している。

〈改善を要する点〉

○学生の懲戒に関する手続きについては、学長が適切に定めるように改善を要する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学・大学院とも設置基準を上回る専任教員を配置している。

教員の採用・昇任については、「教員選考内規」「学部教員及びこれに準ずる者の選考基準」「大学院教員及びこれに準ずる者の選考基準」が定められ、「教員人事に関する委員会」において審査等が行われ適切に運用されている。また、ホームページにおいて公募を行い、広く人材募集に努めている。

FD については、FD・SD 推進委員会規程を定めており、研究倫理に関する講演会や遠隔講義に関する講習会などさまざまな講演会や研修会が実施されている。また、新規採用者向けの研修会を開催し、大学への理解を深める工夫もなされている。その他、授業アンケート、授業の自己評価、公開授業等を通して、教育の内容や方法に関する改善に努めている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質や能力の向上を図るため積極的に研修を実施している。学内研修は講演形式を主体とし、新採用者研修会や研究倫理講演会・情報セキュリティ研修会・ハラスメント防止講演会等を実施しており、多数の職員が参加している。新任管理職（課長・課長補佐）を対象とした研修も令和元(2019)年度から開始している他、学外研修への参加も積極的に行っている。また、職員の視野向上・モチベーション向上を目的に勤続 20 年以上の職員を対象に毎年度 1 人を海外研修に派遣している取組みも評価できる。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境の整備については、附属施設として中央機器センター、実験動物センター、ラジオアイソトープセンター、図書館が設置されており、企画部研究支援課を平成 30(2018)年度に設置し、全学的な支援体制を強化している。また、医薬融合を目的に「医薬研究交流会」が複数回開催され共同研究の実施に発展するなどの成果が現れている。

研究倫理関連規則は十分に整備されており、全教員に公的研究費に関わる講演会と研究倫理 e ラーニングの受講を義務付けている。

研究活動への支援として、薬学部・医学部とも教室の人員構成等に応じた金額が配分されている。外部資金の獲得については、科学研究費助成事業の学内説明会開催や事務局の申請支援により獲得金額が年々上昇している。

〈優れた点〉

○医学部において研究室をオープンスペースとし、研究不正のリスクを抑止しつつ、研究者の交流が行われる環境を整えていることは評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき、理事会・評議員会は適切に運営されている。また、大学と病院の運営に関する重要事項の審議や連絡調整を行う大学運営会議及び病院運営会議を設置し、業務の円滑化を図り、法人運営を適切に行っている。

使命・目的の実現への継続的努力については、令和 2(2020)年度より六つの領域からなる中長期計画「VISION FOR 2030」がスタートし、具体的な行動計画のもと全学的な取り組みがなされている。

環境保全や人権への配慮については、省エネルギー推進委員会の設置や「プライバシーポリシー」「個人情報保護に関する規程」「ハラスメント防止に関する規程」を整備し適切に取り組んでいる。その他、危機管理規程を整備し、ガイドラインやマニュアルの策定、防災訓練の実施など安全への配慮も十分に行っている。

5-2. 理事会の機能

- 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為と寄附行為細則により理事会の権限が定められ、常勤理事の担当業務を明確化し、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備している。

理事会機能を補佐する体制として、法人運営の根幹となる大学と病院の経営状況を把握するために大学運営会議及び病院運営会議を設置し、これらの会議が理事会に諮る重要事項を審議する役割として機能している。

理事は寄附行為にのっとり選任されており、予算、決算、事業計画の承認など理事会の運営は適切に行われている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

- 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会の意思決定を補佐する体制として、大学運営会議及び病院運営会議を設置し、管理運営の円滑化を図っている。これらの会議の構成員は、常勤理事、主要委員会委員長、事務局担当部長となっており、法人及び大学の各管理運営機関の連携が適切に行われている。また、それぞれの会議には理事長が出席しており、理事長がリーダーシップを発揮できる体制となっている。

監事・評議員は寄附行為にのっとり選任されており、評議員会は理事会の諮問機関として適切に運営されている。監事は、理事会・評議員会に出席しその運営を監査し、更に大学運営会議及び病院運営会議にも出席し意見を述べるなど適切に監査業務を実施している。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 28(2016)年度の医学部開設により、平成 30(2018)年度までに福室キャンパスを中心に多額の施設・設備投資を行っている。近年はこの償却負担に加え、医学部要員確保による人件費増加により、法人全体の経常収支差額は平成 27(2015)年度から 5 年間支出超過が続いている。ただし、これまでの設備投資や支出超過分は過去に蓄積された資産により賄われている。

法人は令和 2(2020)年度から令和 11(2029)年度までを見据えた財務の中長期計画を策定し、それに沿った運営・管理を行っている。令和 2(2020)年度から令和 5(2023)年度までは基本金組入前当年度収支差額が依然支出超過の計画となっているが、減価償却額の範囲内の支出超過であり、財務キャッシュフローが大幅に悪化するものではない。中長期計画では今後の学生生徒等納付金・補助金・寄附金・医療収入の増加により令和 6(2024)年度の基本金組入前当年度収支差額の黒字化を目指している。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は経理規程にのっとり、学校法人会計基準に準拠した処理がなされている。予

算編成も理事会・評議員会を通じ透明性の高いプロセスが取られている。また、必要に応じて補正予算を編成している。会計監査については監査法人・監事・監査室の3者が連携して厳正に行っており、適正な監査報告書が作成されている。内部監査については、平成30(2018)年度から監査室に専任職員を配置し、公的研究費に係る監査、現金等の管理状況の監査等を計画的に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための組織として自己点検・評価委員会を組織し、更に小委員会及び部局別委員会を設け、自己点検・評価規程に基づいた継続的な自己点検・評価を実施している。委員会の構成も学部長をはじめとして主要委員会の委員長やセンター長のほか、事務局長、学外有識者も選任され、PDCA サイクルを基本として、それぞれの責任体制を確立し、適切に運営されている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価の実施については、年度ごとの事業計画及び事業報告に基づき、それぞれの事業実施部門(学部や委員会、センター等)で自己点検と達成度の評価を行っている。この結果を踏まえて次年度の事業計画案を作成し、全教職員対象の教育懇談会で当該年度の事業計画の説明が施され、各部門の実施業務について説明が行われている。

自己点検・評価の結果は学内で報告され、ホームページ上で公開されている。令和2(2020)年度より大学運営会議直轄の教学 IR 委員会を立上げ、効率的な情報収集と分析が可能となる体制を整えている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを軸としながら、各学部の教務委員会と入試センターがその適切性について見直しを行いながら教育の改善・向上を図っている。また、事業実施部門は三つのポリシーに沿った形での事業計画の策定と実施を行っており、毎年度事業実施部門が行う自己点検・評価を自己点検・評価委員会がチェックした上で次年度の事業計画を策定するという全学的な PDCA サイクルが確立されている。

〈参考意見〉

○教学マネジメントの機能性において規則の不備が指摘された事項があり、「学則」「大学院学則」をはじめとする規則の再点検・整備が望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 研究活動と国際化

A-1. 特色ある研究活動と国際化の推進

A-1-① 医薬融合による研究活動の推進

A-1-② 大学間協定などの措置を積極的に講じ、研究の国際化を推進

【概評】

医学部が開設されて 5 年目を迎え、医薬連携による研究活動がますます活発になり、その成果が出始めている。また、附属分子生体膜研究所・医学部・薬学部・大学院・附属病院・地域医療ネットワークからなる全学的で高度な研究体制が確立されており、特に糖鎖研究においては高度な研究体制を維持している。医学部の創設により、糖鎖生命科学という特徴ある基礎研究が更に発展し、病院における臨床応用も可能とする体制が整備された。医薬の共同研究テーマを通じた特色ある研究活動を活発に進めている。

国内外において多くの大学・研究所と連携して研究を進めており、大学間協定を積極的に締結している。国内では糖鎖研究を中心に東北エリアの大学や研究機関と共同研究を遂行している。また、海外の大学から積極的に交換留学生を受入れ、教育面における活発な国際交流も進められている。研究活動のみならず更なる教育の国際化が推進されることが期待される。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 附属病院での教育機会の拡大と充実

本学は、より質の高い医療人養成に加え、臨床系研究の推進、臨床系教員の臨床研修等への活用を目的とし、平成 25（2013）年に、単科の薬科大学としては全国で初めての大学附属病院を設置している。その後、医学部の開設に伴い、平成 28（2016）年 4 月からは医師養成を行う医育機関としての任務が附属病院に加わった。令和元年（2019 年）10 月からは、医学部医学科の 1 期生（4 年次学生）が、附属病院において診療科臨床実習を開始しており、教員の指導のもと医療チームの一員として外来や入院患者の診療に従事している。

一方、平成 29 年 3 月 24 日、本学は、宮城大学との間で相互の教育・研究効果を高めることを目的とした包括的な連携協定を締結した。この協定のもと、チーム医療の重要性を理解してもらうための IPE（Inter Professional Education, 専門職連携教育）が、本学附属病院において薬学部実習生と看護学部実習生と共同で行われている。医学部は、令和元（2019）年度から初めての臨床実習がスタートしたばかりであるため、現段階で医学部生は IPE に加わってはいない。しかし、新病院棟の完成を含め医学部・薬学部の学生が共同で学ぶ環境が整備されつつあり、医・薬、さらには医・薬・看の連携による IPE の今後の推進が期待される。さらに、昨年度策定した中長期計画では、薬学部生命薬科学科の学生を対象に、治験コーディネーターやモニター等の治験担当者の育成に、附属病院を活用することを検討しており、今まで以上に、教育の場としての附属病院の重要性が増すものと考えている。

2. 地域医療への貢献

東北地方では今後、高齢化・過疎化とそれに伴う地域コミュニティの崩壊が一段と進むことが予想され、このような特性をもつ地域での医療の在り方やニーズに応じていく必要がある。

本学では、地域の医療機関からの医師派遣（診療応援）の要請を受付ける組織として「地域医療総合支援センター」を設置し、窓口を一本化して運営している。

窓口の一本化により、医師派遣の要望に対しては、診療科間の調整を円滑に行うことができ、可能な限り医師の派遣に努めている。派遣するための医師についても、医学部教員（医師）数の増員に伴って増加傾向にあり、地域医療における貢献度も徐々に増しているものとする。

高齢化が急速に進む中、地域住民を対象とした健康に関する啓蒙活動として、定期的に市民公開講座や健康講話など、地域の健康増進に資するイベントを開催している。

また、医学部の学部教育においても、全教育期間を通じ、東北 6 県の計 19 病院（「地域医療ネットワーク病院」）の協力を得て、同じ地域を訪問、滞在しながら学習する地域滞在型の地域医療教育を行うことにより、地域社会の理解を深めるとともに、医師としての使命感を醸成しており、将来的な地域医療の担い手として、卒業生（医師）が地域に定着することを目指した教育を行っている。